

日医発第 1655 号（保険）
令和 4 年 11 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 4 年 11 月 15 日付け厚生労働省告示第 332 号及び第 333 号をもって薬価基準の一部、掲示事項等告示及び特掲診療料告示が改正され、同年 11 月 16 日から適用されました。これを受け、令和 4 年 11 月 15 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 1 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価収載について

(1) 令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 9 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）及び既収載品と同一成分の新規格医薬品（内用薬 2 品目、注射薬 10 品目及び外用薬 1 品目）等が、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載された。

- 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 332 号
添付資料 2 中の記 1(1)(2)、薬価基準告示（参考 1）
- 品目の概要：添付資料 3

(2)(1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ リンヴォック錠 45mg
- ・ コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg
- ・ アムヴトラ皮下注 25mg シリンジ
- ・ オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg
- ・ カブリビ注射用 10mg
- ・ ナノゾラ皮下注 30mg シリンジ
- ・ メンクアッドフィ筋注
- ・ ベリナート皮下注用 2000
- ・ マヴィレット配合顆粒小児用
- ・ アジヨビ皮下注 225mg オートインジェクター
- ・ ヌーカラ皮下注 100mg ペン、同皮下注 100mg シリンジ及び小児用
ヌーカラ皮下注 40mg シリンジ
- ・ メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ
0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL 及び同皮下注
15mg シリンジ 0.30mL

〔 > 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

2. 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品(内用薬 244 品目、注射薬 89 品目、外用薬 38 品目)について、掲示事項等告示の別表第 2 に記載し、掲示事項等告示の別表第 3 に記載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 4 に記載され、経過措置品目(使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り)とされた。

〔 > 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(1)、(参考 3)、(参考 4) 〕

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品(注射薬 4 品目)が薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として記載されるとともに、旧名称の医薬品は掲示事項等告示の別表第 2 に第 8 部追補(5)に記載され、経過措置品目(使用期限：令和 5 年 3 月 31 日限り)とされた。

また、関連して「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について(令和 4 年 3 月 4 日付保医発 0304 第 7 号)についても改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(2)、記 5(4)、別添 1、(参考 3)

3. 新医薬品に係る投薬期間制限の例外的な取扱いについて

新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から 1 年間は、原則、1 回 14 日分を限度として投与することとされているが、令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、以下の 5 品目（内用薬 4 品目、外用薬 1 品目）については当該制限の例外として取扱うこととされた。

- ・コセルゴカプセル 10mg、コセルゴカプセル 25mg(1 回の投薬量が 28 日分以内である場合に限る)
- ・リバゼブ配合錠 LD、リバゼブ配合錠 HD
- ・グラアルファ配合点眼液

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 333 号
添付資料 2 中の記 2(6)
添付資料 4

4. 保険医が投与することができる注射薬の追加について

令和 4 年 11 月 9 日に開催された中医協において、アバロパラチド酢酸塩製剤（販売名：オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg）、カブラシズマブ製剤（販売名：カブリビ注射用 10mg）、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤（販売名：ベリナート皮下注用 2000）、フレマネズマブ製剤（販売名：アジヨビ皮下注 225mg オートインジェクター）及びメトトレキサート製剤（メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL、同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示、特掲診療料告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

➤ 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 332 号、第 333 号
添付資料 2 中の記 2(5)、3、4、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号)の新旧対照表

その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

- 1 . 官報 (令和 4 年 11 月 15 日 号外第 243 号 抜粋)
 - ・ 厚生労働省告示第 332 号
 - ・ 厚生労働省告示第 333 号

- 2 . 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等について
(令和 4 年 11 月 15 日付け 保医発 1115 第 9 号 厚生労働省保険局医療課長)

- 3 . 新医薬品一覧表 (令和 4 年 11 月 9 日 中医協総会資料 (総 - 3 - 1) 抜粋)

- 4 . 令和 4 年 11 月薬価収載予定の新薬のうち 14 日ルールの特例的な取扱いを
することについて (案)
(令和 4 年 11 月 9 日 中医協総会資料 (総 - 3 - 2))

横たわる長髪の裸婦	同右	同右	同右	同右
リボンをつけた横たわる少女	同右	同右	同右	同右
脚を上げ仰向けに寝る裸婦	同右	同右	同右	同右
上腕で顔の一部を隠し横たわる裸婦(《花嫁》のための習作)	同右	同右	同右	同右
左を向く裸婦の半身像	同右	同右	同右	同右
自画像(胸像)	同右	同右	同右	同右
しゃがむ二人の女	同右	同右	同右	同右

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

○厚生労働省告示第三百三十二号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

(使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第一条 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

別表 第1部~第9部 (略)	改 正 後	改 正 前
第10部 追 補 (6)		別表 第1部~第9部 (略) (新設)
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(あ) アラグリオ内用剤1.5g	1.5g 1瓶	75,985.90
(え) エザルミア錠50mg	50mg 1錠	6,267.70
エザルミア錠100mg	100mg 1錠	12,017.00
(こ) コセルゴカブセル10mg	10mg 1カブセル	12,622.80
コセルゴカブセル25mg	25mg 1カブセル	30,257.80
(そ) ソーテイクツ錠6mg	6mg 1錠	2,770.90
(ふ) フインテアラ内用液2.2mg/ml	0.22% 1mL	1,407.60
(ま) マザイレット配合顆粒小児用	1包	20,313.90

厚生労働大臣 加藤 勝信

品名	注	薬	規格	単位	薬価 円
(リ)					
リバセチ配合錠HD				1錠	116.00
リバセチ配合錠LD				1錠	87.80
リンゴオツク錠			45mg	1錠	9,677.60
(あ)					
アジヨピ皮下注	225mgオートインジェクター		225mg	1.5mL 1キット	41,167
アムヴトラ皮下注	25mgシリンジ		25mg	0.5mL 1筒	7,810,923
(お)					
オスタバロ皮下注	カートリッジ		1.5mg	0.75mL 1筒	16,128
(か)					
カゾリビ注射用	10mg		10mg	1瓶 (溶解液付)	515,532
(け)					
献血アルブミン5%静注	12.5g/250mL	[タケダ]	5%	250mL 1瓶	3,906
献血アルブミン20%静注	4g/20mL	[タケダ]	20%	20mL 1瓶	1,842
献血アルブミン20%静注	10g/50mL	[タケダ]	20%	50mL 1瓶	3,898
献血アルブミン25%静注	12.5g/50mL	[タケダ]	25%	50mL 1瓶	4,193
(こ)					
コセンチイクス皮下注	300mgペン		300mg	2mL 1キット	138,249
(し)					
小児用ヌーカラ皮下注	40mgシリンジ		40mg	0.4mL 1筒	68,964
ジーラスタ皮下注	3.6mgボディーボット		3.6mg	0.36mL 1キット	114,185
(す)					
スキリージ点滴静注	600mg		600mg	10mL 1瓶	192,321
スキリージ皮下注	360mgオートドサー		360mg	2.4mL 1キット	508,169
スベピゴ点滴静注	450mg		450mg	7.5mL 1瓶	963,821
(て)					
テゼスバイア皮下注	210mgシリンジ		210mg	1.91mL 1筒	176,253
(な)					
ナノゾラ皮下注	30mgシリンジ		30mg	0.375mL 1筒	112,476
(へ)					
ヘパシズマアB S点滴静注	100mg	[CTNK]	100mg	4mL 1瓶	14,286
ヘパシズマアB S点滴静注	400mg	[CTNK]	400mg	16mL 1瓶	54,403
ヘリナート皮下注	2000		2,000	国際単位 1瓶 (溶解液付)	214,788
(め)					
マトジェクト皮下注	7.5mgシリンジ		7.5mg	0.15mL 1筒	1,797
マトジェクト皮下注	10mgシリンジ		10mg	0.2mL 1筒	2,189
マトジェクト皮下注	12.5mgシリンジ		12.5mg	0.25mL 1筒	2,551
マトジェクト皮下注	15mgシリンジ		15mg	0.3mL 1筒	2,890
メンクアットア筋注	0.5mL		0.5mL	1瓶	20,194

品名	規格	単位	薬価 円
(△) グラブアルブ配合点眼液		1mL	515.00
(△) ジクアスルX点眼液3%		3% 5mL 1瓶	1,060.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>(略)</p> <p>エレヌマブ製剤</p> <p>アパロバラチド酢酸塩製剤</p> <p>カブラシズマブ製剤</p> <p>乾燥濃縮人C1ーインアクチペーター製剤</p> <p>フレマネズマブ製剤</p> <p>メトトレキサート製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>(略)</p> <p>エレヌマブ製剤</p> <p>(新設)</p>

附則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第一百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンピン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンピン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^注迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ</p>

品名	規格	単位	薬価 円
(△) グラブアルブ配合点眼液		1mL	515.00
(△) ジクアスルX点眼液3%		3% 5mL 1瓶	1,060.00

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等(平成二十年厚生労働省告示第六十三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^け注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>(略)</p> <p>エレヌマブ製剤</p> <p>アパロバラチド酢酸塩製剤</p> <p>カブラシズマブ製剤</p> <p>乾燥濃縮人C1ーインアクチペーター製剤</p> <p>フレマネズマブ製剤</p> <p>メトトレキサート製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^け注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</p> <p>(略)</p> <p>エレヌマブ製剤</p> <p>(新設)</p>

附則

この告示は、令和四年十一月十六日から適用する。

○厚生労働省告示第三百三十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和三十二年厚生省令第十六号)第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第一百七号)の一部を次の表のように改正し、令和四年十一月十六日から適用する。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンピン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンピン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体^迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソ</p>

マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、イデュルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アパロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C₁-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ・ロ (略)

マトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行ってゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコプラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行ってゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュビルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、イデュルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデユグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- (一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬
- イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカプリア錠三〇mg、コセルゴカプセル一〇mg（二回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、コセルゴカプセル二五mg（一回の投薬量が二十八日分以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠1D、リバゼブ配合錠HD及びビグラアルファ配合点眼液

（イ・ロ）（略）

別表第2
第1部～第7部（略）

第8部 追加薬 (5)

品名	規格	単位
(あ)		
アインフラット懸濁用配合顆粒		1g
アシクロビル顆粒40% [MEEK]		40% 1g
アシクロビルシロップ8% [MEEK]		8% 1ml
アジスロマイシンカプセル小児用100mg [TCK]	100mg	1カプセル
アジスロマイシン細粒小児用10% [TCK]	100mg	1g
アジスロマイシン細粒10%小児用 [KN]	100mg	1g
アジスロマイシン錠250mg [CHM]	250mg	1錠
アジスロマイシン錠250mg [TCK]	250mg	1錠
アジスロマイシン錠250mg [デバ]	250mg	1錠
アスコルビン酸 [ヨシダ]		1g
アスターマ配合カプセル		
アトルバスタチン錠5mg [E]		5mg 1錠
アトルバスタチン錠10mg [E]		10mg 1錠
アトルバスタチン錠10mg [KN]		10mg 1錠
アトルバスタチン錠1番 [E]		1錠
アトルバスタチン錠1番 [KN]		1錠
アトルバスタチン錠2番 [E]		1錠
アトルバスタチン錠2番 [KN]		1錠

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリスデイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg及びボカプリア錠三〇mg

（イ・ロ）（略）

別表第2
第1部～第7部（略）
(新設)

㊉	アムロジピンOD錠 5mg	[EMEC]	5mg 1錠
㊉	アムロジピンOD錠 5mg	[KN]	5mg 1錠
㊉	アムロジピンOD錠10mg	[EMEC]	10mg 1錠
㊉	アムロジピンOD錠10mg	[KN]	10mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 5mg	[EMEC]	5mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 5mg	[NP]	5mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 5mg	[KN]	5mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 10mg	[EMEC]	10mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 10mg	[NP]	10mg 1錠
㊉	アムロジピン錠 10mg	[KN]	10mg 1錠
㊉	アリピズラゾール内用液分包 3mg	[武田テバ]	0.1% 3ml 1包
㊉	アリピズラゾール内用液分包 6mg	[武田テバ]	0.1% 6ml 1包
㊉	アリピズラゾール内用液分包12mg	[武田テバ]	0.1% 12ml 1包
㊉	アレントロン酸錠35mg	[RTO]	35mg 1錠

(イ)

E E	エスワン配合錠 T20	20mg 1錠 (テガフール相当量)
E E	エスワン配合錠 T25	25mg 1錠 (テガフール相当量)

イコサ	ベント酸エチル ^カ 顆粒状カプセル600mg	[MJT]	600mg 1包
イコサ	ベント酸エチル ^カ 顆粒状カプセル900mg	[MJT]	900mg 1包
イマチニブ錠	100mg	[E E]	100mg 1錠
イマチニブ錠	100mg	[KN]	100mg 1錠

(エ)

A T P	腸溶錠20mg	[日医工]	20mg 1錠
E S W	ワンケーケー配合錠 T20	20mg 1錠 (テガフール相当量)	
E S W	ワンケーケー配合錠 T25	25mg 1錠 (テガフール相当量)	

㊉	エチゾラム錠 1mg	[オーハナ]	1mg 1錠
㊉	エチラグリルピラピイン酸塩錠 10mg	[MEEK]	10mg 1錠
㊉	エチラグリルピラピイン酸塩錠 10mg	[MED]	10mg 1錠
㊉	エチラグリルピラピイン酸塩錠 10mg	[タイヨー]	10mg 1錠
㊉	エバリスタット錠50	[EK]	50mg 1錠
㊉	FAD 腸溶錠 5mg	[わかもと]	5mg 1錠
㊉	FAD 腸溶錠 10mg	[わかもと]	10mg 1錠
㊉	MMD 配合散		1g
㊉	エンタカボン錠 100mg	[KN]	100mg 1錠
㊉	エンテロソナー散		1g

(お)

オザ	ズレリル塩酸塩 100mg 錠	100mg 1錠
オザ	ズレリル塩酸塩 200mg 錠	200mg 1錠

㊦ オーラノフィン錠3mg [サライ]	3mg 1錠
㊦ オランザピン錠20mg [E]	20mg 1錠
㊦ オランザピン錠20mg [KN]	20mg 1錠
㊦ オロバタジン塩酸塩OD錠5mg [MEEK]	5mg 1錠
㊦ オロバタジン塩酸塩顆粒0.5% [MEEK]	0.5% 1g
㊦ オロバタジン塩酸塩錠5mg [MEEK]	5mg 1錠
㊦ オロバタジン塩酸塩錠5mg [オーハラ]	5mg 1錠
(か)	
㊦ ガランタミンOD錠4mg [武田テバ]	4mg 1錠
㊦ ガランタミンOD錠8mg [武田テバ]	8mg 1錠
㊦ ガランタミンOD錠12mg [武田テバ]	12mg 1錠
㊦ カンテサルタンOD錠12mg [KN]	12mg 1錠
(く)	
㊦ クエチアピン細粒50% [MEEK]	50% 1g
㊦ クエチアピン細粒50% [明治]	50% 1g
㊦ クエチアピン錠50mg [MEEK]	50mg 1錠
㊦ クエチアピン錠200mg [MEEK]	200mg 1錠
㊦ クラリスロマイシンD S10%小児用 [MEEK]	100mg 1g
㊦ グルコバイOD錠50mg	50mg 1錠
㊦ グルコバイOD錠100mg	100mg 1錠
㊦ グルコバイ錠50mg	50mg 1錠
㊦ グルコバイ錠100mg	100mg 1錠
㊦ クロピドグレル錠50mg [EE]	50mg 1錠
㊦ クロピドグレル錠50mg [KN]	50mg 1錠
㊦ クロピドグレル錠75mg [テバ]	75mg 1錠
(し)	
㊦ ジアスターゼ「コザカイ・M」	10g
㊦ ジエノゲストOD錠1mg [KN]	1mg 1錠
㊦ ジエノゲスト錠1mg [KN]	1mg 1錠
㊦ 次硝酸ピス瓦斯 [三恵]	1g
㊦ 重質酸化マグネシウム [NikP]	10g
㊦ 酒石酸「ニッコー」	10g
㊦ シロトシンOD錠2mg [あすか]	2mg 1錠
㊦ シロトシンOD錠2mg [KN]	2mg 1錠
㊦ シロトシンOD錠4mg [あすか]	4mg 1錠
㊦ シロトシンOD錠4mg [KN]	4mg 1錠
㊦ シンバスタチン錠5 [MEEK]	5mg 1錠
㊦ シンバスタチン錠5mg [MED]	5mg 1錠
㊦ シンバスタチン錠10mg [MED]	10mg 1錠
㊦ シンバスタチン錠20 [MEEK]	20mg 1錠
㊦ シンバスタチン錠20mg [MED]	20mg 1錠

(せ)

㊟	ゼストリル錠 5	5 mg 1 錠
㊟	ゼストリル錠 10	10 mg 1 錠
㊟	ゼストリル錠 20	20 mg 1 錠
㊟	セチリジン塩酸塩錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊟	セチリジン塩酸塩錠 10 mg	10 mg 1 錠
㊟	セレスターナ配合錠	1 錠

(そ)

ソフアルコン細粒 20%	20% 1 g
ソフアルコン 20% 細粒	20% 1 g
ゾルピデム酒石酸塩 O.D 錠 10 mg	10 mg 1 錠
ゾルピデム酒石酸塩 O.D 錠 10 mg	10 mg 1 錠
ゾルピデム酒石酸塩錠 10 mg	10 mg 1 錠
ゾルピデム酒石酸塩錠 10 mg	10 mg 1 錠
ゾルピデム酒石酸塩錠 10 mg	10 mg 1 錠

(た)

タイメック配合内用液	10 mL
タカペンズ錠 25 mg	25 mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩 O.D 錠 0.1 mg	0.1 mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩 O.D 錠 0.2 mg	0.2 mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩カプセル 0.1 mg	0.1 mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル 0.1 mg	0.1 mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル 0.2 mg	0.2 mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル 0.2 mg	0.2 mg 1 カプセル
㊟※単シロップ (J G)	10 mL

(ち)

㊟	ドキサゾリン錠 2 mg	2 mg 1 錠
㊟	ドキサゾリン錠 2 mg	2 mg 1 錠
㊟	ドキサゾリン錠 2 mg	2 mg 1 錠
㊟	ドキサゾリン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊟	ドキサゾリン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊟	ドキサゾリン錠 4 mg	4 mg 1 錠
㊟	ドネペジル塩酸塩錠 3 mg	3 mg 1 錠
㊟	ドネペジル塩酸塩錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊟	ドネペジル塩酸塩錠 5 mg	5 mg 1 錠
㊟	ドネペジル塩酸塩錠 10 mg	10 mg 1 錠
㊟	トラベジール錠 100 mg	100 mg 1 錠
㊟	トリノシン顆粒 10%	10% 1 g
㊟	トリノシン腸溶錠 20 mg	20 mg 1 錠
㊟	トリノシン腸溶錠 60 mg	60 mg 1 錠

(に)

㊟	ナフトピジル錠 75 mg	75 mg 1 錠
㊟	乳酸カルシウム水和物	10 g
㊟	ヨシダ	10 g
㊟	ヨシダ	10 g

㊦	バセトシンカプセル125	125mg 1 カプセル
(は)		
	バセトシンカプセル125	50% 1 g
	バラシクロピル顆粒50% [MEEK]	50% 1 g
	バラシクロピル顆粒50% [明治]	500mg 1錠
㊦	バラシクロピル錠500mg [MEEK]	500mg 1錠
	バラシクロピル錠500mg [明治]	500mg 1錠
	バルサルタンOD錠80mg [TCCK]	80mg 1錠
	バルサルタンOD錠160mg [TCCK]	160mg 1錠
㊦	バルサルタン錠80mg [EE]	80mg 1錠
㊦	バルサルタン錠80mg [KN]	80mg 1錠
㊦	バルサルタン錠80mg [ニプロ]	80mg 1錠
㊦	バルサルタン錠160mg [EE]	160mg 1錠
㊦	バルサルタン錠160mg [KN]	160mg 1錠
㊦	バルサルタン錠160mg [ニプロ]	160mg 1錠
㊦	バレニシヨテンゾン原末 [ヤルイシ]	10 g
㊦	バロキセチン錠 5 mg [EE]	5 mg 1錠
㊦	バロキセチン錠10mg [EE]	10mg 1錠
㊦	バロキセチン錠20mg [EE]	20mg 1錠
㊦	バンテチン細粒50% [KN]	50% 1 g
(ニ)		
	デオグリタゾンOD錠30mg [MEEK]	30mg 1錠
㊦	デオグリタゾン錠30mg [MEEK]	30mg 1錠
	デカルタミドOD錠80mg [あすか]	80mg 1錠
	デカルタミドOD錠80mg [KN]	80mg 1錠
	デカルタミド錠80mg [あすか]	80mg 1錠
	デカルタミド錠80mg [KN]	80mg 1錠
	デコスルファートナトリウム2.5mgカプセル	2.5mg 1 カプセル
	ピタバスタチンCa・OD錠 1 mg [明治]	1 mg 1錠
	ピタバスタチンCa・OD錠 2 mg [明治]	2 mg 1錠
	ピタバスタチンCa・OD錠 4 mg [明治]	4 mg 1錠
㊦	ピタバスタチンCa錠 1 mg [明治]	1 mg 1錠
㊦	ピタバスタチンCa錠 2 mg [明治]	2 mg 1錠
㊦	ピタバスタチンCa錠 4 mg [明治]	4 mg 1錠
	ピーナーゲン配合散	1 g
(ろ)		
	フマシクロピル錠250mg [KN]	250mg 1錠
	フマシクロピル錠250mg [DSEP]	250mg 1錠
	フマシクロピル錠500mg [KN]	500mg 1錠
	フマシクロピル錠500mg [DSEP]	500mg 1錠

フェキソナジン塩酸塩OD錠30mg [E E]	30mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩OD錠30mg [K N]	30mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩OD錠60mg [E E]	60mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩OD錠60mg [K N]	60mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩錠30mg [E E]	30mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩錠30mg [K N]	30mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩錠60mg [E E]	60mg 1錠
フェキソナジン塩酸塩錠60mg [K N]	60mg 1錠
フェノチンナレートカチテル67mg [K T B]	67mg 1カチテル
フェノチンナレートカチテル100mg [K T B]	100mg 1カチテル
アラコチ配合シロップ	1 mL
アラバスタチンNa錠10 [K N]	10mg 1錠
アラバスタチンNa錠10mg [M E D]	10mg 1錠
アラピタン錠 5 mg	5 mg 1錠
アラピタン錠10mg	10mg 1錠
アラミベキソール塩酸塩錠0.125mg [M E E K]	0.125mg 1錠
アラミベキソール塩酸塩錠0.5mg [M E E K]	0.5mg 1錠
アラジスタチナーナ錠800mg	800mg 1錠
アルスルチアミン塩酸塩顆粒10% [廣費堂]	10% 1 g
アレガバリンOD錠25mg [K N]	25mg 1錠
アレガバリンOD錠50mg [K N]	50mg 1錠
アレガバリンOD錠75mg [K N]	75mg 1錠
アレガバリンOD錠150mg [K N]	150mg 1錠
アロピペリン塩酸塩錠20mg [F]	20mg 1錠
アロムワレリル尿素 [J G]	1 g
(Λ)	
ヘラセラ錠10	10mg 1錠
ヘボタスチンベンシル酸塩OD錠 5 mg [K N]	5 mg 1錠
ヘボタスチンベンシル酸塩OD錠10mg [K N]	10mg 1錠
ヘボタスチンベンシル酸塩錠 5 mg [K N]	5 mg 1錠
ヘボタスチンベンシル酸塩錠10mg [K N]	10mg 1錠
(ハ)	
ホミカエキス散 [ニッコー]	1 g
(ま)	
マフロチリン塩酸塩50mg錠	50mg 1錠
(み)	
ミルタザピン錠15mg [武田テバ]	15mg 1錠
ミルタザピン錠30mg [武田テバ]	30mg 1錠
(め)	
メサラジン顆粒50% [AK P]	50% 1 g
メサラジン錠250mg [AK P]	250mg 1錠
メサラジン錠250mg [N P]	250mg 1錠

㊦	メサラジン錠250mg	[F]	250mg 1錠
㊦	メサラジン錠500mg	[AKP]	500mg 1錠
㊦	メサラジン錠500mg	[NP]	500mg 1錠
㊦	メサラジン錠500mg	[F]	500mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	[あすか]	400mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	[F]	400mg 1錠
	メサラジン腸溶錠400mg	[KN]	400mg 1錠
	メサラトリン15mgカプセル		15mg 1カプセル
	メマンチン塩酸塩OD錠5mg	[KMP]	5mg 1錠
	メマンチン塩酸塩OD錠10mg	[KMP]	10mg 1錠
	メマンチン塩酸塩OD錠20mg	[KMP]	20mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠5mg	[KMP]	5mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠10mg	[KMP]	10mg 1錠
	メマンチン塩酸塩錠20mg	[KMP]	20mg 1錠
	(ち)		
	モンテルカストOD錠5mg	[E]	5mg 1錠
㊦	モンテルカスト細粒4mg	[武田テバ]	4mg 1包
㊦	モンテルカスト錠5mg	[武田テバ]	5mg 1錠
㊦	モンテルカスト錠10mg	[武田テバ]	10mg 1錠
㊦	モンテルカストチユアザル錠5mg	[武田テバ]	5mg 1錠
	モンテルカストナトリウム5mg口腔内崩壊錠		5mg 1錠
	(さ)		
	ラクトロース40.496%ゼリー		40.496% 1g
	ラベナラゾールナトリウム10mg錠		10mg 1錠
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg	[E]	60mg 1錠
	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg	[KN]	60mg 1錠
	(じ)		
㊦	リスベリドン細粒1%	[MEK]	1% 1g
㊦	リスベリドン錠2	[MEK]	2mg 1錠
㊦	リスベリドン錠3	[MEK]	3mg 1錠
	リドカイン塩酸塩ビスカス2%	[KN]	2% 1mL
	リルデゾホン塩酸塩1mg錠		1mg 1錠
	リルデゾホン塩酸塩2mg錠		2mg 1錠
	(れ)		
㊦	レスタス錠2mg		2mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg	[CEO]	2.5mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩錠5mg	[CEO]	5mg 1錠
	レボセチリジン塩酸塩シロップ0.05%	[KN]	0.05% 1mL
㊦	レボフロキサシン錠250mg	[オーハラ]	250mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
㊦	レボフロキサシン錠500mg	[オーハラ]	500mg 1錠 (レボフロキサシンとして)

品名	注	規格	単	位
(ろ)				
ロキソプロフェンNa錠60mg	[KN]	60mg	1錠	
ロサルタンK錠25mg	[E]	25mg	1錠	
ロサルタンK錠50mg	[E]	50mg	1錠	
ロサルタンK錠100mg	[E]	100mg	1錠	
ロサルヒド配合錠HD	[E]	1錠	1錠	
ロサルヒド配合錠HD	[KN]	1錠	1錠	
ロサルヒド配合錠LD	[E]	1錠	1錠	
ロラタジン錠10mg	[KN]	10mg	1錠	
(あ)				
アシクロビル125mg注射液		125mg	1管	
(い)				
イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg	[タイヨー]	40mg	2ml	1瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg	[日医工]	40mg	2ml	1瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg	[タイヨー]	100mg	5ml	1瓶
イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg	[日医工]	100mg	5ml	1瓶
(え)				
エダラボン点滴静注液30mg	[サウイ]	30mg	20ml	1管
エダラボン点滴静注30mg	[KN]	30mg	20ml	1管
エボジン注シリンジ6000		6,000	国際単位0.5ml	1筒
エボジン皮下注シリンジ12000		12,000	国際単位0.5ml	1筒
エルカトニン10エルカトニン単位1mlキット		10	エルカトニン単位1ml	1筒
(お)				
大塚糖液 5%		5%	250ml	1瓶
オザグレルナトリウム20mg 2ml注射液		20mg	2ml	1管
(き)				
キトライム 透析剤 T-30		2袋	1組	
(く)				
グラニセトロン点滴静注バッグ 3mg/100ml	[テルモ]	3mg	100ml	1袋
(け)				
ゲムシタビン点滴静注液200mg/5.3ml	[ホスビーラ]	200mg	5.3ml	1瓶
ゲムシタビン点滴静注液 1g/26.3ml	[ホスビーラ]	1g	26.3ml	1瓶
ゲムシタビン点滴静注用200mg	[ホスビーラ]	200mg	1瓶	
ゲムシタビン点滴静注用 1g	[ホスビーラ]	1g	1瓶	
献血アルブミン 5% 静注12.5g/250ml	[ニチヤク]	5%	250ml	1瓶
献血アルブミン 20% 静注 4g/20ml	[ニチヤク]	20%	20ml	1瓶
献血アルブミン 20% 静注10g/50ml	[ニチヤク]	20%	50ml	1瓶
献血アルブミン 25% 静注12.5g/50ml	[ニチヤク]	25%	50ml	1瓶
献血ヘニロンー1 静注用1000mg		1g	20ml	1瓶(溶解液付)

(こ)			
コホリン静注用7.5mg			7.5mg 1瓶 (溶解液付)
(さ)			
ザイヤソリックス注射用			0.58mg 1瓶 (溶解液付)
(し)			
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」アサ布1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」アジ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」アスベルギルス1：10,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」アルテルナリア1：10,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」イカ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」イワシ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」エビ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」カツオ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」カニ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」カボック1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」カンジダ1：10,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」キヌ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」クラトスポリウム1：10,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」小麦粉1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」サバ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」ソバギラ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」ソバ粉1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」タタミ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」トウモロコシ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」チイロシ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」チシ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」バナナ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」ビール1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」ベニシロウム1：10,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」マダロ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」マユ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」綿布1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」綿1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」モミガラ1：1,000		2ml 1瓶
診断用アレルゲン皮膚内エキス	「トリイ」リンゴ1：1,000		2ml 1瓶

<u>(セ)</u>	
セフマゾールナトリウム 2g 注射液	2g 1 瓶
セフマゾールナトリウム 250mg 注射液	250mg 1 瓶
セフマゾールナトリウム 500mg 注射液	500mg 1 瓶
セフタジム静注用 1g [武田「テバ」]	1g 1 瓶
セフマタゾールナトリウム 1g 静注用	1g 1 瓶
セフマタゾールナトリウム 2g 静注用	2g 1 瓶
セフマタゾールナトリウム 250mg 静注用	250mg 1 瓶
セフマタゾールナトリウム 500mg 静注用	500mg 1 瓶
<u>(ソ)</u>	
ソルコセリル注 2ml	2ml 1 管
ソルコセリル注 4ml	4ml 1 管
ゾレドロン酸点滴静注液 4mg / 5ml [「サウイ」]	4mg 5ml 1 瓶
ゾレドロン酸点滴静注液 4mg / 100ml パッケージ [「サウイ」]	4mg 100ml 1 袋
ゾレドロン酸点滴静注 4mg / 5ml [「ヤケルト」]	4mg 5ml 1 瓶

<u>(タ)</u>	
タゾピペ配合静注用 2.25 [「テバ」]	(2.25g) 1 瓶
タゾピペ配合静注用 4.5 [「テバ」]	(4.5g) 1 瓶

<u>(チ)</u>	
チオクト酸静注 25mg [「KN」]	0.5% 5ml 1 管
注射用マキシペーム 0.5g	500mg 1 瓶
注射用マキシペーム 1g	1g 1 瓶
沈降破傷風トキソイドキット [「タケダ」]	0.5ml 1 筒

<u>(ト)</u>	
トバミン塩酸塩 0.1% 200ml キット	0.1% 200ml 1 袋
トバミン塩酸塩 0.3% 200ml キット	0.3% 200ml 1 袋
トバミン塩酸塩 100mg 5ml 注射液	100mg 5ml 1 管

<u>(ナ)</u>	
ナフアモスタットメシル酸塩注射液 50mg [「MEEK」]	50mg 1 瓶
<u>(ニ)</u>	
ナクリタキセル点静注液 100mg [「サント」]	100mg 16.7ml 1 瓶

<u>(ノ)</u>	
ピシバニール注射液 0.2KE	0.2KE 1 瓶 (溶解液付)
ピシバニール注射液 0.5KE	0.5KE 1 瓶 (溶解液付)
ピデユリオソド皮下注用 2mg ペン	2mg 1 キット

<u>(ハ)</u>	
ペンタゾシン 15mg 注射液	15mg 1 管
ペンタゾシン 30mg 注射液	30mg 1 管

<u>(ヒ)</u>	
ミリスロール注 50mg / 100ml	50mg 100ml 1 袋

品名	規格	単位
(め) <u>メトウエー</u> 注25%		25%50mL 1瓶
(ち) <u>モダシン</u> 静注用0.5g		500mg 1瓶
(ぢ) <u>モダシン</u> 静注用 1g		1g 1瓶
uFSH注用75単位 「あすか」	75単位 1管 (溶解液付)	
uFSH注用150単位 「あすか」	150単位 1管 (溶解液付)	
(ら) <u>ラモセトロン</u> 塩酸塩注射液0.3mg 「EMEC」		0.3mg 2mL 1管
品名	外	薬
(あ) <u>アクリノール</u> 消毒液0.1% 「タイセー」		0.1%10mL
<u>アクリノール</u> 消毒液0.2% 「タイセー」		0.2%10mL
<u>アレルゲン</u> デイナスク 「トリイ」 ハウスダスト		1枚
<u>アレルゲン</u> デイナスク 「トリイ」 チタタクサ花粉		1枚
(え) <u>アソモニ</u> ア水 「ニッコー」		10mL
AZ含嗽用配合細粒 「NP」		0.1% 1g
<u>エルエイジ</u> -0.1液		0.1%10mL
<u>エルエイジ</u> -0.5液		0.5%10mL
(く) <u>グリセリン</u> カリ液 「ニッコー」		10mL
(さ) <u>サトウザルベ</u> 軟膏10%		10g
<u>サトウザルベ</u> 軟膏20%		10g
(せ) <u>酸化亜鉛</u> 「ヨシダ」		10g
(し) <u>ジクロフェナク</u> ナトリウム25mgキット		25mg 1筒
<u>ジクロフェナク</u> ナトリウム50mgキット		50mg 1筒
(せ) <u>ゼボラス</u> パット780mg		20cm×14cm 1枚
(そ) <u>ソルコセリル</u> 膠坐薬		1個
<u>ソルコセリル</u> 軟膏 5%		5% 1g
(て) <u>デプロドン</u> デピオン酸エステル0.3%クリーム		0.3% 1g
<u>デプロドン</u> デピオン酸エステル0.3%軟膏		0.3% 1g

(わ)	ネリフロクト坐剤 ネリフロクト軟膏	1個 1g	
(は)	バスタロンクローム10%	10% 1g	
(ひ)	氷酢酸【東海】	10g	
(ふ)	フェルピナクハツク70mg【オーハラ】	10cm×14cm 1枚	
㊦	フラピタン眼軟膏0.1%	0.1% 1g	
	フラピタン点眼液0.05%	0.05% 5ml 1瓶	
	フラピンアデニンジヌクレオチド0.05% 5mL点眼液	0.05% 5ml 1瓶	
(へ)	ベトテテイック エヌ懸濁性点眼液0.5%	0.5% 1mL	
	ベトテテイック点眼液0.5%	0.5% 1mL	
	ハバリンZ軟膏500単位/g	500単位 1g	
(ほ)	ハルソロン眼耳鼻科用液0.1%	0.1% 1mL	
(ぼ)	ホウ酸【ヨシダ】	10g	
	ホスコス-55	10g	
(め)	ムコチエイア点眼液	5ml 1瓶	
(も)	メチルトランステアテート27mg	(27mg) 14cm ² 1枚	
(ろ)	ルゲオン点鼻液2%	190mg 9.5ml 1瓶	
(り)	リドカイン塩酸塩ゼリー2%【KN】	2% 1mL	
(れ)	レボフロキサシン点眼液0.5%【オーハラ】	0.5% 1mL	
㊧	別表第4 第1部 (略)	別表第4 第1部 (略)	
	品名	第2部 歯科用薬剤	規格単位
	モルホニン歯科用液	外 用 薬	
	ハルバツクV		

○厚生労働省告示第三百三十四号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第一項第五号及び別表19の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十一月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

保医発 1115 第 9 号
令和 4 年 1 1 月 1 5 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）及び特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号。以下「特掲診療料告示」という。）が令和4年厚生労働省告示第332号及び第333号をもって改正され、令和4年11月16日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬11品目、注射薬20品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬4品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 9 4 5	3, 6 3 9	2, 1 0 9	2 6	1 3, 7 1 9

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬 244 品目、注射薬 89 品目、外用薬 38 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に記載し、掲示事項等告示の別表第 3 に記載されている医薬品は掲示事項等告示の別表第 4 に記載することにより、令和 5 年 4 月 1 日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬 4 品目）について、掲示事項等告示の別表第 2 に記載することにより、令和 5 年 4 月 1 日以降、使用医薬品から除外するものであること。
- (3) (1) 及び(2)により掲示事項等告示の別表第 2 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	4 3 1	1 8 7	8 5	0	7 0 3

- (4) (2)により掲示事項等告示の別表第 4 に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	0	1	0	2	3

- (5) アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（4 週間に 1 回投与する場合に限る。）及びメトトレキサート製剤について、掲示事項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(6) 新医薬品（医薬品医療機器等法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第 10 第 2 号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。

- ・コセルゴカプセル 10mg、コセルゴカプセル 25mg（1 回の投薬量が 28 日分以内である場合に限る。）
- ・リバゼブ配合錠 LD、リバゼブ配合錠 HD
- ・グラアルファ配合点眼液

3 特掲診療料告示の一部改正について

アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第 9 「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) リンヴォック錠 45mg

① 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

② 本製剤を「中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入療法（既存治療で効果不十分な場合に限る）」に用いる場合は、効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法（5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド、免疫調節薬又は生物製剤）による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg

令和 4 年 12 月 1 日から起算して 1 年を経過するまでの間は、概ね 1 カ月に 1 回の頻度で診察を行うとともに、概ね 2 週間に 1 回の頻度で診察又は電話等により患者の状態や服薬の状況等を確認すること。また、その間、本剤処方時には前回処方時以降の当該診察又は電話等による確認の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(3) アムヴトラ皮下注 25mg シリンジ

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用にあたっては、最新のガイドラインを参照し、トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパ

チーの診断が確定していることを確認すること。」とされていることから、トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチーの診断及び治療に精通した医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例に使用すること。

(4) オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤の用法及び用量に「本剤の投与は 18 ヶ月間までとすること」とされ、用法及び用量に関連する注意に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与日数の合計が 18 ヶ月を超えないこと。また、18 ヶ月の投与終了後、再度 18 ヶ月の投与を繰り返さないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ③ 本製剤はアバロパラチド酢酸塩製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

(5) カブリビ注射用 10mg

- ① 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤の投与期間は症例ごとの後天性血栓性血小板減少性紫斑病の再発リスク及び出血リスクを考慮して決定し、血漿交換期間後 30 日間を超えて本剤を投与する場合は 4 週間までを目安として漫然と投与を継続しないこと。」及び「本剤投与期間中に 2 回以上後天性血栓性血小板減少性紫斑病の再発が認められた場合は、2 回目の再発に対する再投与は行わず、本剤の投与を中止すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、カプラシズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号) 別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(6) ナノゾラ皮下注 30mg シリンジ

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬等による適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな症状が残る場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

(7) メンクアッドフィ筋注

本製剤は、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）投与患者に使用した場合に限り算定できるものであるため、エクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与を行った又は行う予定の年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記入すること（同一の診療報酬明細書においてエクリズマブ（遺伝子組換え）、ラブリズマブ（遺伝子組換え）又はスチムリマブ（遺伝子組換え）の投与が確認できる場合を除く。）。

(8) ベリナート皮下注用 2000

- ① 本製剤の効能又は効果は「遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制」であることを踏まえ、関連する学会のガイドライン等を参考に、遺伝性血管性浮腫の確定診断がされ、急性発作のおそれがある患者に対して使用すること。
- ② 本製剤は、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(9) マヴィレット配合顆粒小児用

- ① 本製剤の効能又は効果は「C 型慢性肝炎又は C 型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していない C 型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。
- ② 本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「マヴィレット配合錠」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、小児等が服用しやすい顆粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、掲示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(10) アジョビ皮下注 225mg オートインジェクター

- ① 本製剤の自己注射は 4 週間に 1 回投与する場合に限ること。
- ② 本製剤は、フレマネズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(11) ヌーカラ皮下注 100mg ペン、同皮下注 100mg シリンジ及び小児用ニューカラ皮下注 40mg シリンジ

- ① 本製剤は、メポリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(12) メトジェクト皮下注 7.5mg シリンジ 0.15mL、同皮下注 10mg シリンジ 0.20mL、同皮下注 12.5mg シリンジ 0.25mL 及び同皮下注 15mg シリンジ 0.30mL

- ① 本製剤の警告に「本剤の投与において、感染症、肺障害、血液障害等の重篤な副作用により、致命的な経過をたどることがあるので、緊急時に十分に措置できる医療施設及び本剤についての十分な知識と適応疾患の治療経験をもつ医師が使用すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、メトトレキサート製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ③ 本製剤は針及び注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

5 関係通知の一部改正について

(1) 「抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和 3 年 8 月 11 日付け保医発 0811 第 5 号）の記の（1）中「アジヨビ皮下注 225mg シリンジ」を「アジヨビ皮下注 225mg シリンジ及び同皮下注 225mg オートインジェクター」に改める。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号）の記の 3 の（9）中「コセンティクス皮下注 150mg ペン」を「コセンティクス皮下注 150mg ペン及び同皮下注 300mg ペン」に改める。

(3) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0（1）中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。

- ② 別添3区分01(5)イ中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。
- ③ 別添3別表2中「及びエレヌマブ製剤」を「、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」に改める。
- ④ 別添3別表3中「エレヌマブ製剤」の次に「アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤」を加える。

(4) 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について(令和4年3月4日付け保医発0304第7号)を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和4年11月16日から適用すること。
- ② 別紙3中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和4年11月16日から適用する。

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1129006F1021	リルマザホン塩 酸塩水和物	1mg1錠	リスミー錠1mg	共和薬品工業	13.10
内用薬	1129006F2028	リルマザホン塩 酸塩水和物	2mg1錠	リスミー錠2mg	共和薬品工業	21.20
内用薬	2399009D2020	メサラジン	9.4%1g	ペンタサ顆粒9.4%	杏林製薬	121.00
内用薬	4490012F1026	オザグレル塩酸 塩水和物	100mg 1錠	ドメナン錠100mg	キッセイ薬 品工業	38.80
内用薬	4490012F2022	オザグレル塩酸 塩水和物	200mg 1錠	ドメナン錠200mg	キッセイ薬 品工業	73.20
注射薬	1149401A2023	ペンタゾシン	30mg1 管	ソセゴン注射液30 mg	丸石製薬	114
注射薬	2391403A1025	ラモセトロン塩 酸塩	0.3mg 2mL1管	ナゼア注射液0.3 mg	L T L ファーマ	2,663
外用薬	2646729M1048	デプロドンプロ ピオン酸エステ ル	0.3%1 g	エクラー軟膏0. 3%	久光製薬	16.50
外用薬	2646729N1043	デプロドンプロ ピオン酸エステ ル	0.3%1 g	エクラークリーム 0.3%	久光製薬	16.50
外用薬	2646729Q1031	デプロドンプロ ピオン酸エステ ル	0.3%1 g	エクラーローション 0.3%	久光製薬	16.50

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和4年11月16日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	4291463A1020	ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続4〕	100mg 4mL 1瓶	ベバシズマブBS点滴静注100mg 「CTNK」	日本化薬	14,286
注射薬	4291463A2027	ベバシズマブ（遺伝子組換え）〔ベバシズマブ後続4〕	400mg 16mL 1瓶	ベバシズマブBS点滴静注400mg 「CTNK」	日本化薬	54,403

(参考：新旧対照表)

◎「抗 CGRP 抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(令和3年8月11日付け保医発 0811 第5号)の記の(1)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(1) <u>アジョビ皮下注 225mg シリンジ及び同皮下注 225mg オートインジェクター</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。</p>	<p>(1) <u>アジョビ皮下注 225mg シリンジ</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製品の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 4 号）の記の 3 の（9）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) <u>コセンティクス皮下注 150mg ペン及び同皮下注 300mg ペン</u> ①・② (略)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (3) <u>コセンティクス皮下注 150mg ペン</u> ①・② (略)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジンI₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコド</p>

ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマ

ン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラールゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマ

リズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ

リズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添3

区分01 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第VIII因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ

ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジンI₂製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤) に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラール製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラール アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤) に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ

別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エ

ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤及びメトトレキサート製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤
乾燥人血液凝固第VIII因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤
乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレスマブ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表の I に規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤
ヒト成長ホルモン剤
遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤
乾燥濃縮人血液凝固第X因子加活性化第VII因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤
乾燥人血液凝固第VIII因子製剤
遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤
乾燥人血液凝固第IX因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤
性腺刺激ホルモン製剤
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体

ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレプレチン製剤
アバタセプト製剤
pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤

ソマトスタチンアナログ
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤
インターフェロンアルファ製剤
インターフェロンベータ製剤
ブプレノルフィン製剤
抗悪性腫瘍剤
グルカゴン製剤
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト
ヒトソマトメジンC製剤
エタネルセプト製剤
ペグビソマント製剤
スマトリプタン製剤
グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン
塩酸塩配合剤
アダリムマブ製剤
テリパラチド製剤
アドレナリン製剤
ヘパリンカルシウム製剤
アポモルヒネ塩酸塩製剤
セルトリズマブペゴル製剤
トシリズマブ製剤
メトレプレチン製剤
アバタセプト製剤
pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤
アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

プロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オフアツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

アバロパラチド酢酸塩製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

プロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤

イキセキズマブ製剤

ゴリムマブ製剤

エミシズマブ製剤

イカチバント製剤

サリルマブ製剤

デュピルマブ製剤

インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤

ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤

遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤

ブロスマブ製剤

メポリズマブ製剤

オマリズマブ製剤

テデュグルチド製剤

サトラリズマブ製剤

ガルカネズマブ製剤

オフアツムマブ製剤

ボソリチド製剤

エレヌマブ製剤

(新設)

カブラシズマブ製剤

濃縮乾燥人 C1-インアクチベーター製剤

フレマネズマブ製剤

メトトレキサート製剤

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬 アラグリオ内用剤1.5g	アミノレブリン酸塩酸塩	1.5g 1瓶	75,985.90
2	内用薬 エザルミア錠50mg	バレメトスタットトシル酸塩	50mg 1錠	6,267.70
3	内用薬 エザルミア錠100mg	バレメトスタットトシル酸塩	100mg 1錠	12,017.00
4	内用薬 コセルゴカプセル10mg	セルメチニブ硫酸塩	10mg 1カプセル	12,622.80
5	内用薬 コセルゴカプセル25mg	セルメチニブ硫酸塩	25mg 1カプセル	30,257.80
6	内用薬 ソーテイクツ錠6mg	デュークラバシチニブ	6mg 1錠	2,770.90
7	内用薬 フィンテブラ内用液2.2mg/mL	フェンフルラミン塩酸塩	0.22%1mL	1,407.60
8	内用薬 マヴィレット配合顆粒小児用	グレカブレビル水合物・ビブレンタスビル	1包	20,313.90
9	内用薬 リバゼパ配合錠HD	ビタバスタチンカルシウム水合物・エゼチミブ	1錠	116.00
10	内用薬 リバゼパ配合錠LD	ビタバスタチンカルシウム水合物・エゼチミブ	1錠	87.80
11	内用薬 リンヴォック錠45mg	ウバダシチニブ水合物	45mg 1錠	9,677.60
12	注射薬 アジョピ皮下注225mgオートインジェクター	フレマネズマブ（遺伝子組換え）	225mg1.5mL 1キット	41,167
13	注射薬 アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	ブトリシランナトリウム	25mg0.5mL1筒	7,810,923
14	注射薬 オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	アバロバラチド酢酸塩	1.5mg0.75mL 1筒	16,128
15	注射薬 カブリビ注射用10mg	カブラシズマブ（遺伝子組換え）	10mg 1瓶（溶解液付）	515,532
16	注射薬 献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「タケダ」	人血清アルブミン	5%250mL 1瓶	3,906
17	注射薬 献血アルブミン20%静注4g/20mL「タケダ」	人血清アルブミン	20%20mL 1瓶	1,842
18	注射薬 献血アルブミン20%静注10g/50mL「タケダ」	人血清アルブミン	20%50mL 1瓶	3,898
19	注射薬 献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「タケダ」	人血清アルブミン	25%50mL 1瓶	4,193
20	注射薬 コセンティクス皮下注300mgペン	セクキヌマブ（遺伝子組換え）	300mg 2mL 1キット	138,249
21	注射薬 小児用スーカラ皮下注40mgシリンジ	メボリズマブ（遺伝子組換え）	40mg0.4mL 1筒	68,964
22	注射薬 ジールスタ皮下注3.6mgボディーボッド	ベグフィルグラステム（遺伝子組換え）	3.6mg0.36mL 1キット	114,185
23	注射薬 スキリージ点滴静注600mg	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	600mg10mL 1瓶	192,321
24	注射薬 スキリージ皮下注360mgオートドージャー	リサンキズマブ（遺伝子組換え）	360mg2.4mL 1キット	508,169
25	注射薬 スベピゴ点滴静注450mg	スベソリマブ（遺伝子組換え）	450mg7.5mL 1瓶	963,821
26	注射薬 テゼスパイア皮下注210mgシリンジ	テゼベルマブ（遺伝子組換え）	210mg1.91mL 1筒	176,253
27	注射薬 ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	オゾラリズムマブ（遺伝子組換え）	30mg0.375mL 1筒	112,476
28	注射薬 ベバシズマブBS点滴静注100mg「CTNK」	ベバシズマブ（遺伝子組換え） [ベバシズマブ後続4]	100mg 4mL 1瓶	14,286
29	注射薬 ベバシズマブBS点滴静注400mg「CTNK」	ベバシズマブ（遺伝子組換え） [ベバシズマブ後続4]	400mg16mL 1瓶	54,403
30	注射薬 ベリナート皮下注用2000	乾燥濃縮人C1-インアクチベーター	2,000国際単位1瓶（溶解液付）	214,788
31	注射薬 メトジェクト皮下注7.5mgシリンジ0.15mL	メトトレキサート	7.5mg0.15mL 1筒	1,797
32	注射薬 メトジェクト皮下注10mgシリンジ0.20mL	メトトレキサート	10mg0.2mL 1筒	2,189
33	注射薬 メトジェクト皮下注12.5mgシリンジ0.25mL	メトトレキサート	12.5mg0.25mL 1筒	2,551
34	注射薬 メトジェクト皮下注15mgシリンジ0.30mL	メトトレキサート	15mg0.3mL 1筒	2,890
35	注射薬 メンクアッドファイ筋注	4価髄膜炎菌ワクチン（破傷風トキソイド結合体）	0.5mL 1瓶	20,194
36	外用薬 グラアルファ配合点眼液	リバスジル塩酸塩水合物・ブリモニジン酒石酸塩	1mL	515.00
37	外用薬 ジクアスLX点眼液3%	ジクアホソルナトリウム	3% 5mL 1瓶	1,060.00

揭示事項等告示

別表第2 (令和5年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 アイスフラット懸濁用配合顆粒	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	1 g
2	内用薬 局 アシクロビル顆粒40%「MEEK」	アシクロビル	40% 1 g
3	内用薬 局 アシクロビルシロップ8%「MEEK」	アシクロビル	8% 1 mL
4	内用薬 アジスロマイシンカプセル小児用100mg「TCK」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 カプセル
5	内用薬 アジスロマイシン細粒小児用10%「TCK」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 g
6	内用薬 アジスロマイシン細粒10%小児用「KN」	アジスロマイシン水和物	100mg 1 g
7	内用薬 アジスロマイシン錠250mg「CHM」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
8	内用薬 アジスロマイシン錠250mg「TCK」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
9	内用薬 アジスロマイシン錠250mg「テバ」	アジスロマイシン水和物	250mg 1 錠
10	内用薬 局 アスコルビン酸「ヨシダ」	アスコルビン酸	1 g
11	内用薬 アストーマ配合カプセル	ジプロフィリン・メトキシフェナミン配合剤	1 カプセル
12	内用薬 局 アトルバスタチン錠5mg「EE」	アトルバスタチンカルシウム水和物	5mg 1 錠
13	内用薬 局 アトルバスタチン錠10mg「EE」	アトルバスタチンカルシウム水和物	10mg 1 錠
14	内用薬 局 アトルバスタチン錠10mg「KN」	アトルバスタチンカルシウム水和物	10mg 1 錠
15	内用薬 アマロエット配合錠1番「EE」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
16	内用薬 アマロエット配合錠1番「KN」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
17	内用薬 アマロエット配合錠2番「EE」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
18	内用薬 アマロエット配合錠2番「KN」	アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物	1 錠
19	内用薬 局 アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
20	内用薬 局 アムロジピンOD錠5mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
21	内用薬 局 アムロジピンOD錠10mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
22	内用薬 局 アムロジピンOD錠10mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
23	内用薬 局 アムロジピン錠5mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
24	内用薬 局 アムロジピン錠5mg「NP」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
25	内用薬 局 アムロジピン錠5mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	5mg 1 錠
26	内用薬 局 アムロジピン錠10mg「EMEC」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
27	内用薬 局 アムロジピン錠10mg「NP」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
28	内用薬 局 アムロジピン錠10mg「KN」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1 錠
29	内用薬 アリピプラゾール内用液分包3mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 3mL 1 包
30	内用薬 アリピプラゾール内用液分包6mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 6mL 1 包
31	内用薬 アリピプラゾール内用液分包12mg「武田テバ」	アリピプラゾール	0.1% 12mL 1 包
32	内用薬 局 アレンドロン酸錠35mg「RTO」	アレンドロン酸ナトリウム水和物	35mg 1 錠
33	内用薬 EEエスワン配合錠T20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1 錠 (テガフル相当量)
34	内用薬 EEエスワン配合錠T25	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	25mg 1 錠 (テガフル相当量)
35	内用薬 イコサベント酸エチル顆粒状カプセル600mg「MJ T」	イコサベント酸エチル	600mg 1 包
36	内用薬 イコサベント酸エチル顆粒状カプセル900mg「MJ T」	イコサベント酸エチル	900mg 1 包

No	薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬 イマチニブ錠100mg「E E」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1錠
38	内用薬 イマチニブ錠100mg「KN」	イマチニブメシル酸塩	100mg 1錠
39	内用薬 ATP腸溶錠20mg「日医工」	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	20mg 1錠
40	内用薬 エスワンケーケー配合錠T20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1錠 (テガフル相当量)
41	内用薬 エスワンケーケー配合錠T25	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	25mg 1錠 (テガフル相当量)
42	内用薬 局 エチゾラム錠1mg「オーハラ」	エチゾラム	1mg 1錠
43	内用薬 局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「MEEK」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1錠
44	内用薬 局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「MED」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1錠
45	内用薬 局 エナラプリルマレイン酸塩錠10mg「タイヨー」	エナラプリルマレイン酸塩	10mg 1錠
46	内用薬 局 エバルレスタット錠50「EK」	エバルレスタット	50mg 1錠
47	内用薬 FAD腸溶錠5mg「わかもと」	フラビンアデニンジヌクレオチド	5mg 1錠
48	内用薬 FAD腸溶錠10mg「わかもと」	フラビンアデニンジヌクレオチド	10mg 1錠
49	内用薬 MMD配合散	ビオデアスターゼ・生薬配合剤	1g
50	内用薬 局 エンタカポン錠100mg「KN」	エンタカポン	100mg 1錠
51	内用薬 エンテロノン-R散	耐性乳酸菌	1g
52	内用薬 オザグレル塩酸塩100mg錠	オザグレル塩酸塩水和物	100mg 1錠
53	内用薬 オザグレル塩酸塩200mg錠	オザグレル塩酸塩水和物	200mg 1錠
54	内用薬 局 オーラノフィン錠3mg「サワイ」	オーラノフィン	3mg 1錠
55	内用薬 オランザピン錠20mg「EE」	オランザピン	20mg 1錠
56	内用薬 オランザピン錠20mg「KN」	オランザピン	20mg 1錠
57	内用薬 オロパタジン塩酸塩OD錠5mg「MEEK」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
58	内用薬 オロパタジン塩酸塩顆粒0.5%「MEEK」	オロパタジン塩酸塩	0.5% 1g
59	内用薬 局 オロパタジン塩酸塩錠5mg「MEEK」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
60	内用薬 局 オロパタジン塩酸塩錠5mg「オーハラ」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
61	内用薬 ガランタミンOD錠4mg「武田テバ」	ガランタミン臭化水素酸塩	4mg 1錠
62	内用薬 ガランタミンOD錠8mg「武田テバ」	ガランタミン臭化水素酸塩	8mg 1錠
63	内用薬 ガランタミンOD錠12mg「武田テバ」	ガランタミン臭化水素酸塩	12mg 1錠
64	内用薬 カンデサルタンOD錠12mg「KN」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1錠
65	内用薬 局 クエチアピン細粒50%「MEEK」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1g
66	内用薬 局 クエチアピン細粒50%「明治」	クエチアピルフマル酸塩	50% 1g
67	内用薬 局 クエチアピン錠50mg「MEEK」	クエチアピルフマル酸塩	50mg 1錠
68	内用薬 局 クエチアピン錠200mg「MEEK」	クエチアピルフマル酸塩	200mg 1錠
69	内用薬 局 クラリスロマイシンDS10%小児用「MEEK」	クラリスロマイシン	100mg 1g
70	内用薬 グルコバイOD錠50mg	アカルボース	50mg 1錠
71	内用薬 グルコバイOD錠100mg	アカルボース	100mg 1錠
72	内用薬 グルコバイ錠50mg	アカルボース	50mg 1錠
73	内用薬 グルコバイ錠100mg	アカルボース	100mg 1錠
74	内用薬 局 クロビドグレル錠50mg「EE」	クロビドグレル硫酸塩	50mg 1錠

No	薬価基準名	成分名	規格単位
75	内用薬 局 クロピドグレル錠50mg「KN」	クロピドグレル硫酸塩	50mg 1錠
76	内用薬 局 クロピドグレル錠75mg「テバ」	クロピドグレル硫酸塩	75mg 1錠
77	内用薬 局 ジアスターゼ「コザカイ・M」	ジアスターゼ	10 g
78	内用薬 ジエノゲストOD錠1mg「KN」	ジェノゲスト	1 mg 1錠
79	内用薬 ジエノゲスト錠1mg「KN」	ジェノゲスト	1 mg 1錠
80	内用薬 局 次硝酸ビスマス「三恵」	次硝酸ビスマス	1 g
81	内用薬 局 重質酸化マグネシウム「N i k P」	酸化マグネシウム	10 g
82	内用薬 局 酒石酸「ニッコー」	酒石酸	10 g
83	内用薬 シロドシンOD錠2mg「あすか」	シロドシン	2 mg 1錠
84	内用薬 シロドシンOD錠2mg「KN」	シロドシン	2 mg 1錠
85	内用薬 シロドシンOD錠4mg「あすか」	シロドシン	4 mg 1錠
86	内用薬 シロドシンOD錠4mg「KN」	シロドシン	4 mg 1錠
87	内用薬 局 シンバスタチン錠5「MEEK」	シンバスタチン	5 mg 1錠
88	内用薬 局 シンバスタチン錠5mg「MED」	シンバスタチン	5 mg 1錠
89	内用薬 局 シンバスタチン錠10mg「MED」	シンバスタチン	10mg 1錠
90	内用薬 局 シンバスタチン錠20「MEEK」	シンバスタチン	20mg 1錠
91	内用薬 局 シンバスタチン錠20mg「MED」	シンバスタチン	20mg 1錠
92	内用薬 局 ゼストリル錠5	リシノプリル水和物	5 mg 1錠
93	内用薬 局 ゼストリル錠10	リシノプリル水和物	10mg 1錠
94	内用薬 局 ゼストリル錠20	リシノプリル水和物	20mg 1錠
95	内用薬 局 セチリジン塩酸塩錠5mg「KT B」	セチリジン塩酸塩	5 mg 1錠
96	内用薬 局 セチリジン塩酸塩錠10mg「KT B」	セチリジン塩酸塩	10mg 1錠
97	内用薬 セレスターナ配合錠	ベタメタゾン・d-クロルフェニラミンマレイン酸塩	1錠
98	内用薬 ソファルコン細粒20%「J G」	ソファルコン	20% 1 g
99	内用薬 ソファルコン20%細粒	ソファルコン	20% 1 g
100	内用薬 ゴルビデム酒石酸塩OD錠10mg「EE」	ゴルビデム酒石酸塩	10mg 1錠
101	内用薬 ゴルビデム酒石酸塩OD錠10mg「KN」	ゴルビデム酒石酸塩	10mg 1錠
102	内用薬 局 ゴルビデム酒石酸塩錠10mg「EE」	ゴルビデム酒石酸塩	10mg 1錠
103	内用薬 局 ゴルビデム酒石酸塩錠10mg「KN」	ゴルビデム酒石酸塩	10mg 1錠
104	内用薬 局 ゴルビデム酒石酸塩錠10mg「DK」	ゴルビデム酒石酸塩	10mg 1錠
105	内用薬 タイメック配合内用液	水酸化アルミニウムゲル・水酸化マグネシウム	10mL
106	内用薬 タカベンズ錠25mg	メリロートエキス	25mg 1錠
107	内用薬 タムスロシン塩酸塩OD錠0.1mg「KN」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1錠
108	内用薬 タムスロシン塩酸塩OD錠0.2mg「KN」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1錠
109	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「MED」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル
110	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「ケミファ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル
111	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「MED」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル
112	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「ケミファ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル

No	薬価基準名	成分名	規格単位
113	内用薬 局 ※ 単シロップ (JG)	単シロップ	10mL
114	内用薬 局 ドキサゾシン錠 2mg 「MEEK」	ドキサゾシンメシル酸塩	2mg 1錠
115	内用薬 局 ドキサゾシン錠 2mg 「MED」	ドキサゾシンメシル酸塩	2mg 1錠
116	内用薬 局 ドキサゾシン錠 4mg 「MEEK」	ドキサゾシンメシル酸塩	4mg 1錠
117	内用薬 局 ドキサゾシン錠 4mg 「MED」	ドキサゾシンメシル酸塩	4mg 1錠
118	内用薬 局 ドネベジル塩酸塩錠 3mg 「TCK」	ドネベジル塩酸塩	3mg 1錠
119	内用薬 局 ドネベジル塩酸塩錠 5mg 「TCK」	ドネベジル塩酸塩	5mg 1錠
120	内用薬 局 ドネベジル塩酸塩錠10mg 「TCK」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1錠
121	内用薬 局 トラビジル錠100mg 「タカタ」	トラビジル	100mg 1錠
122	内用薬 局 トリノシン顆粒10%	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	10% 1g
123	内用薬 局 トリノシン腸溶錠20mg	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	20mg 1錠
124	内用薬 局 トリノシン腸溶錠60mg	アデノシン三リン酸二ナトリウム水和物	60mg 1錠
125	内用薬 局 ナフトピジル錠75mg 「あすか」	ナフトピジル	75mg 1錠
126	内用薬 局 乳酸カルシウム水和物 「ヨシダ」	乳酸カルシウム水和物	10g
127	内用薬 局 ※ 乳糖 (三恵)	乳糖水和物	10g
128	内用薬 局 パセトシンカプセル125	アモキシシリン水和物	125mg 1カプセル
129	内用薬 局 バラシクロビル顆粒50% 「MEEK」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1g
130	内用薬 局 バラシクロビル顆粒50% 「明治」	バラシクロビル塩酸塩	50% 1g
131	内用薬 局 バラシクロビル錠500mg 「MEEK」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠
132	内用薬 局 バラシクロビル錠500mg 「明治」	バラシクロビル塩酸塩	500mg 1錠
133	内用薬 局 バルサルタンOD錠80mg 「TCK」	バルサルタン	80mg 1錠
134	内用薬 局 バルサルタンOD錠160mg 「TCK」	バルサルタン	160mg 1錠
135	内用薬 局 バルサルタン錠80mg 「EE」	バルサルタン	80mg 1錠
136	内用薬 局 バルサルタン錠80mg 「KN」	バルサルタン	80mg 1錠
137	内用薬 局 バルサルタン錠80mg 「ニプロ」	バルサルタン	80mg 1錠
138	内用薬 局 バルサルタン錠160mg 「EE」	バルサルタン	160mg 1錠
139	内用薬 局 バルサルタン錠160mg 「KN」	バルサルタン	160mg 1錠
140	内用薬 局 バルサルタン錠160mg 「ニプロ」	バルサルタン	160mg 1錠
141	内用薬 局 バレイショデンプン原末 「マルイシ」	バレイショデンプン	10g
142	内用薬 局 パロキセチン錠 5mg 「EE」	パロキセチン塩酸塩水和物	5mg 1錠
143	内用薬 局 パロキセチン錠10mg 「EE」	パロキセチン塩酸塩水和物	10mg 1錠
144	内用薬 局 パロキセチン錠20mg 「EE」	パロキセチン塩酸塩水和物	20mg 1錠
145	内用薬 局 パンテチン細粒50% 「KN」	パンテチン	50% 1g
146	内用薬 局 ピオグリタゾンOD錠30mg 「MEEK」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg 1錠
147	内用薬 局 ピオグリタゾン錠30mg 「MEEK」	ピオグリタゾン塩酸塩	30mg 1錠
148	内用薬 局 ビカルタミドOD錠80mg 「あすか」	ビカルタミド	80mg 1錠
149	内用薬 局 ビカルタミドOD錠80mg 「KN」	ビカルタミド	80mg 1錠
150	内用薬 局 ビカルタミド錠80mg 「あすか」	ビカルタミド	80mg 1錠

No	薬価基準名	成分名	規格単位
151	内用薬 ビカルタミド錠80mg「KN」	ビカルタミド	80mg 1錠
152	内用薬 ピコスルファートナトリウム2.5mgカプセル	ピコスルファートナトリウム水和物	2.5mg 1カプセル
153	内用薬 ピタバスタチンCa・OD錠1mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	1mg 1錠
154	内用薬 ピタバスタチンCa・OD錠2mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	2mg 1錠
155	内用薬 ピタバスタチンCa・OD錠4mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	4mg 1錠
156	内用薬 局 ピタバスタチンCa錠1mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	1mg 1錠
157	内用薬 局 ピタバスタチンCa錠2mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	2mg 1錠
158	内用薬 局 ピタバスタチンCa錠4mg「明治」	ピタバスタチンカルシウム	4mg 1錠
159	内用薬 ビーマーゲン配合散	ジアスターゼ・生薬配合剤	1g
160	内用薬 ファムシクロビル錠250mg「KN」	ファムシクロビル	250mg 1錠
161	内用薬 ファムシクロビル錠250mg「DSEP」	ファムシクロビル	250mg 1錠
162	内用薬 ファムシクロビル錠500mg「KN」	ファムシクロビル	500mg 1錠
163	内用薬 ファムシクロビル錠500mg「DSEP」	ファムシクロビル	500mg 1錠
164	内用薬 フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
165	内用薬 フェキソフェナジン塩酸塩OD錠30mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
166	内用薬 フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
167	内用薬 フェキソフェナジン塩酸塩OD錠60mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
168	内用薬 局 フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
169	内用薬 局 フェキソフェナジン塩酸塩錠30mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
170	内用薬 局 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「EE」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
171	内用薬 局 フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「KN」	フェキソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
172	内用薬 フェノフィブラートカプセル67mg「KT B」	フェノフィブラート	67mg 1カプセル
173	内用薬 フェノフィブラートカプセル100mg「KT B」	フェノフィブラート	100mg 1カプセル
174	内用薬 ブラコデ配合シロップ	鎮咳配合剤	1mL
175	内用薬 局 ブラバスタチンNa錠10「KN」	ブラバスタチンナトリウム	10mg 1錠
176	内用薬 局 ブラバスタチンNa錠10mg「MED」	ブラバスタチンナトリウム	10mg 1錠
177	内用薬 フラビタン錠5mg	フラビンアデニンジヌクレオチド	5mg 1錠
178	内用薬 フラビタン錠10mg	フラビンアデニンジヌクレオチド	10mg 1錠
179	内用薬 ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「MEEK」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.125mg 1錠
180	内用薬 ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「MEEK」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.5mg 1錠
181	内用薬 ブリジスタナイーブ錠800mg	ダルナビル エタノール付加物	800mg 1錠
182	内用薬 フルスルチアミン塩酸塩顆粒10%「廣貴堂」	フルスルチアミン	10% 1g
183	内用薬 プレガバリンOD錠25mg「KN」	プレガバリン	25mg 1錠
184	内用薬 プレガバリンOD錠50mg「KN」	プレガバリン	50mg 1錠
185	内用薬 プレガバリンOD錠75mg「KN」	プレガバリン	75mg 1錠
186	内用薬 プレガバリンOD錠150mg「KN」	プレガバリン	150mg 1錠
187	内用薬 局 プロピベリン塩酸塩錠20mg「F」	プロピベリン塩酸塩	20mg 1錠
188	内用薬 局 プロモバレリル尿素「JG」	プロモバレリル尿素	1g

No		薬価基準名	成分名	規格単位
189	内用薬	ヘプセラ錠10	アデホビル ピボキシル	10mg 1錠
190	内用薬	ベボタスチンベシル酸塩OD錠 5mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	5mg 1錠
191	内用薬	ベボタスチンベシル酸塩OD錠10mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	10mg 1錠
192	内用薬	局 ベボタスチンベシル酸塩錠 5mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	5mg 1錠
193	内用薬	局 ベボタスチンベシル酸塩錠10mg 「KN」	ベボタスチンベシル酸塩	10mg 1錠
194	内用薬	局 ホミカエキス散「ニッコー」	ホミカエキス	1g
195	内用薬	マプロチリン塩酸塩50mg錠	マプロチリン塩酸塩	50mg 1錠
196	内用薬	ミルタザピン錠15mg「武田テバ」	ミルタザピン	15mg 1錠
197	内用薬	ミルタザピン錠30mg「武田テバ」	ミルタザピン	30mg 1錠
198	内用薬	メサラジン顆粒50%「AKP」	メサラジン	50% 1g
199	内用薬	局 メサラジン錠250mg「AKP」	メサラジン	250mg 1錠
200	内用薬	局 メサラジン錠250mg「NP」	メサラジン	250mg 1錠
201	内用薬	局 メサラジン錠250mg「F」	メサラジン	250mg 1錠
202	内用薬	局 メサラジン錠500mg「AKP」	メサラジン	500mg 1錠
203	内用薬	局 メサラジン錠500mg「NP」	メサラジン	500mg 1錠
204	内用薬	局 メサラジン錠500mg「F」	メサラジン	500mg 1錠
205	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「あすか」	メサラジン	400mg 1錠
206	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「F」	メサラジン	400mg 1錠
207	内用薬	メサラジン腸溶錠400mg「KN」	メサラジン	400mg 1錠
208	内用薬	メナテトレノン15mgカプセル	メナテトレノン	15mg 1カプセル
209	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠 5mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	5mg 1錠
210	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠10mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	10mg 1錠
211	内用薬	メマンチン塩酸塩OD錠20mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	20mg 1錠
212	内用薬	メマンチン塩酸塩錠 5mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	5mg 1錠
213	内用薬	メマンチン塩酸塩錠10mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	10mg 1錠
214	内用薬	メマンチン塩酸塩錠20mg「KMP」	メマンチン塩酸塩	20mg 1錠
215	内用薬	モンテルカストOD錠 5mg「EE」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
216	内用薬	局 モンテルカスト細粒 4mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	4mg 1包
217	内用薬	局 モンテルカスト錠 5mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
218	内用薬	局 モンテルカスト錠10mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	10mg 1錠
219	内用薬	局 モンテルカストチュアブル錠 5mg「武田テバ」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
220	内用薬	モンテルカストナトリウム 5mg口腔内崩壊錠	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
221	内用薬	ラクツロース40.496%ゼリー	ラクツロース	40.496% 1g
222	内用薬	ラベプラゾールナトリウム10mg錠	ラベプラゾールナトリウム	10mg 1錠
223	内用薬	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「EE」	ラロキシフェン塩酸塩	60mg 1錠
224	内用薬	ラロキシフェン塩酸塩錠60mg「KN」	ラロキシフェン塩酸塩	60mg 1錠
225	内用薬	局 リスベリドン細粒 1%「MEEK」	リスベリドン	1% 1g
226	内用薬	局 リスベリドン錠 2「MEEK」	リスベリドン	2mg 1錠

No	薬価基準名	成分名	規格単位
227	内用薬 局 リスベリドン錠3「MEEK」	リスベリドン	3mg 1錠
228	内用薬 リドカイン塩酸塩ビスカス2%「KN」	リドカイン塩酸塩	2% 1mL
229	内用薬 リルマザホン塩酸塩1mg錠	リルマザホン塩酸塩水和物	1mg 1錠
230	内用薬 リルマザホン塩酸塩2mg錠	リルマザホン塩酸塩水和物	2mg 1錠
231	内用薬 局 レスタス錠2mg	フルトプラゼバム	2mg 1錠
232	内用薬 レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「CEO」	レボセチリジン塩酸塩	2.5mg 1錠
233	内用薬 レボセチリジン塩酸塩錠5mg「CEO」	レボセチリジン塩酸塩	5mg 1錠
234	内用薬 レボセチリジン塩酸塩シロップ0.05%「KN」	レボセチリジン塩酸塩	0.05% 1mL
235	内用薬 局 レボフロキサシン錠250mg「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	250mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
236	内用薬 局 レボフロキサシン錠500mg「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	500mg 1錠 (レボフロキサシンとして)
237	内用薬 局 ロキソプロフェンNa錠60mg「KN」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	60mg 1錠
238	内用薬 局 ロサルタンK錠25mg「EE」	ロサルタンカリウム	25mg 1錠
239	内用薬 局 ロサルタンK錠50mg「EE」	ロサルタンカリウム	50mg 1錠
240	内用薬 局 ロサルタンK錠100mg「EE」	ロサルタンカリウム	100mg 1錠
241	内用薬 局 ロサルヒド配合錠HD「EE」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
242	内用薬 局 ロサルヒド配合錠HD「KN」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
243	内用薬 局 ロサルヒド配合錠LD「EE」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
244	内用薬 ロラタジン錠10mg「KN」	ロラタジン	10mg 1錠
245	注射薬 アシクロビル125mg注射液	アシクロビル	125mg 1管
246	注射薬 イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「タイヨー」	イリノテカン塩酸塩水和物	40mg 2mL 1瓶
247	注射薬 イリノテカン塩酸塩点滴静注液40mg「日医工」	イリノテカン塩酸塩水和物	40mg 2mL 1瓶
248	注射薬 イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「タイヨー」	イリノテカン塩酸塩水和物	100mg 5mL 1瓶
249	注射薬 イリノテカン塩酸塩点滴静注液100mg「日医工」	イリノテカン塩酸塩水和物	100mg 5mL 1瓶
250	注射薬 局 エダラボン点滴静注液30mg「サワイ」	エダラボン	30mg 20mL 1管
251	注射薬 局 エダラボン点滴静注30mg「KN」	エダラボン	30mg 20mL 1管
252	注射薬 エボジン注シリンジ6000	エボエチンベータ (遺伝子組換え)	6,000国際単位0.5mL 1筒
253	注射薬 エボジン皮下注シリンジ12000	エボエチンベータ (遺伝子組換え)	12,000国際単位0.5mL 1筒
254	注射薬 エルカトニン10エルカトニン単位1mLキット	エルカトニン	10エルカトニン単位1mL 1筒
255	注射薬 局 大塚糖液5%	ブドウ糖	5% 250mL 1瓶
256	注射薬 オザグレルナトリウム20mg 2mL注射液	オザグレルナトリウム	20mg 2mL 1管
257	注射薬 キドライム 透析剤 T-30	人工透析液	2袋 1組
258	注射薬 グラニセトロン点滴静注バッグ3mg/100mL「テルモ」	グラニセトロン塩酸塩	3mg 100mL 1袋
259	注射薬 ゲムシタピン点滴静注液200mg/5.3mL「ホスピーラ」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg 5.3mL 1瓶
260	注射薬 ゲムシタピン点滴静注液1g/26.3mL「ホスピーラ」	ゲムシタピン塩酸塩	1g 26.3mL 1瓶
261	注射薬 ゲムシタピン点滴静注用200mg「ホスピーラ」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg 1瓶
262	注射薬 ゲムシタピン点滴静注用1g「ホスピーラ」	ゲムシタピン塩酸塩	1g 1瓶
263	注射薬 献血アルブミン5%静注12.5g/250mL「ニチャク」	人血清アルブミン	5% 250mL 1瓶
264	注射薬 献血アルブミン20%静注4g/20mL「ニチャク」	人血清アルブミン	20% 20mL 1瓶

No	薬価基準名	成分名	規格単位
265	注射薬 献血アルブミン20%静注10g/50mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	20%50mL 1瓶
266	注射薬 献血アルブミン25%静注12.5g/50mL「ニチヤク」	人血清アルブミン	25%50mL 1瓶
267	注射薬 献血ベニロンーI 静注用1000mg	乾燥スルホ化人免疫グロブリン	1g 20mL 1瓶 (溶解液付)
268	注射薬 コホリン静注用7.5mg	ペントスタチン	7.5mg 1瓶 (溶解液付)
269	注射薬 ザイヤフレックス注射用	コラゲナーゼ (クロストリジウム ヒストリチウム)	0.58mg 1瓶 (溶解液付)
270	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アサ布 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
271	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アジ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
272	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アスペルギルス 1:10,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
273	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」アルテルナリア 1:10,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
274	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イカ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
275	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イースト (パン種) 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
276	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イネワラ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
277	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」イワシ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
278	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」エビ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
279	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カツオ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
280	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カニ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
281	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カボック 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
282	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」カンジダ 1:10,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
283	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」キノ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
284	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」クラドスポリウム 1:10,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
285	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」小麦粉 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
286	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」サバ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
287	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ソバガラ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
288	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ソバ粉 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
289	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」タタミ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
290	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」トウフ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
291	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ナイロン 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
292	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ナシ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
293	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」バナナ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
294	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ビール 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
295	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」ペニシリウム 1:10,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
296	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」マグロ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
297	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」マユ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
298	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」綿布 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
299	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」綿 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
300	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」モミガラ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
301	注射薬 診断用アレルギー皮内エキス「トリイ」リンゴ 1:1,000	診断用アレルギーエキス	2mL 1瓶
302	注射薬 セファゾリンナトリウム 2g 注射用	セファゾリンナトリウム	2g 1瓶

No	薬価基準名	成分名	規格単位
303	注射薬 セファゾリンナトリウム250mg注射用	セファゾリンナトリウム	250mg 1 瓶
304	注射薬 セファゾリンナトリウム500mg注射用	セファゾリンナトリウム	500mg 1 瓶
305	注射薬 局 セフトアジジム静注用 1 g 「武田テバ」	セフトアジジム水和物	1 g 1 瓶
306	注射薬 セフメタゾールナトリウム 1 g 静注用	セフメタゾールナトリウム	1 g 1 瓶
307	注射薬 セフメタゾールナトリウム 2 g 静注用	セフメタゾールナトリウム	2 g 1 瓶
308	注射薬 セフメタゾールナトリウム250mg静注用	セフメタゾールナトリウム	250mg 1 瓶
309	注射薬 セフメタゾールナトリウム500mg静注用	セフメタゾールナトリウム	500mg 1 瓶
310	注射薬 ソルコセリル注 2mL	幼牛血液抽出物	2 mL 1 管
311	注射薬 ソルコセリル注 4mL	幼牛血液抽出物	4 mL 1 管
312	注射薬 ゼレドロン酸点滴静注液 4 mg / 5 mL 「サワイ」	ゼレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
313	注射薬 ゼレドロン酸点滴静注液 4 mg / 100mL バッグ 「サワイ」	ゼレドロン酸水和物	4 mg 100mL 1 袋
314	注射薬 ゼレドロン酸点滴静注 4 mg / 5 mL 「ヤクルト」	ゼレドロン酸水和物	4 mg 5 mL 1 瓶
315	注射薬 局 タゾピベ配合静注用 2.25 「テバ」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(2.25 g) 1 瓶
316	注射薬 局 タゾピベ配合静注用 4.5 「テバ」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(4.5 g) 1 瓶
317	注射薬 チオクト酸静注 25mg 「KN」	チオクト酸	0.5% 5 mL 1 管
318	注射薬 局 注射用マキシピーム 0.5 g	セフェピム塩酸塩水和物	500mg 1 瓶
319	注射薬 局 注射用マキシピーム 1 g	セフェピム塩酸塩水和物	1 g 1 瓶
320	注射薬 沈降破傷風トクソイドキット 「タケダ」	沈降破傷風トクソイド	0.5mL 1 筒
321	注射薬 ドバミン塩酸塩 0.1% 200mL キット	ドバミン塩酸塩	0.1% 200mL 1 袋
322	注射薬 ドバミン塩酸塩 0.3% 200mL キット	ドバミン塩酸塩	0.3% 200mL 1 袋
323	注射薬 ドバミン塩酸塩 100mg 5 mL 注射液	ドバミン塩酸塩	100mg 5 mL 1 管
324	注射薬 ナファモスタットメシル酸塩注射用 50mg 「MEEK」	ナファモスタットメシル酸塩	50mg 1 瓶
325	注射薬 パクリタキセル点滴静注液 100mg 「サンド」	パクリタキセル	100mg 16.7 mL 1 瓶
326	注射薬 ピシバニール注射用 0.2 KE	溶連菌抽出物	0.2 KE 1 瓶 (溶解液付)
327	注射薬 ピシバニール注射用 0.5 KE	溶連菌抽出物	0.5 KE 1 瓶 (溶解液付)
328	注射薬 ビデュリオン皮下注用 2mg ペン	エキセナチド	2 mg 1 キット
329	注射薬 ペンタゾシン 15mg 注射液	ペンタゾシン	15mg 1 管
330	注射薬 ペンタゾシン 30mg 注射液	ペンタゾシン	30mg 1 管
331	注射薬 ミリスロール注 50mg / 100mL	ニトログリセリン	50mg 100mL 1 袋
332	注射薬 メドウェイ注 25%	人血清アルブミン (遺伝子組換え)	25% 50mL 1 瓶
333	注射薬 局 モダシン静注用 0.5 g	セフトアジジム水和物	500mg 1 瓶
334	注射薬 局 モダシン静注用 1 g	セフトアジジム水和物	1 g 1 瓶
335	注射薬 u F S H 注用 75 単位 「あすか」	精製下垂体性性腺刺激ホルモン	75 単位 1 管 (溶解液付)
336	注射薬 u F S H 注用 150 単位 「あすか」	精製下垂体性性腺刺激ホルモン	150 単位 1 管 (溶解液付)
337	注射薬 ラモセトロン塩酸塩注射液 0.3mg 「EMEC」	ラモセトロン塩酸塩	0.3mg 2 mL 1 管
338	外用薬 アクリノール消毒液 0.1% 「タイセイ」	アクリノール水和物	0.1% 10mL
339	外用薬 アクリノール消毒液 0.2% 「タイセイ」	アクリノール水和物	0.2% 10mL
340	外用薬 アレルゲンディスク 「トリイ」 ハウスダスト	ハウスダストアレルゲン	1 枚

No	薬価基準名	成分名	規格単位
341	外用薬 アレレルゲンディスク「トリイ」ブタクサ花粉	ブタクサアレレルゲン	1枚
342	外用薬 局 アンモニア水「ニッコー」	アンモニア水	10mL
343	外用薬 AZ含嗽用配合細粒「NP」	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・炭酸水素ナトリウム	0.1% 1g
344	外用薬 エルエイジー0.1液	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0.1%10mL
345	外用薬 エルエイジー0.5液	アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩	0.5%10mL
346	外用薬 局 グリセリンカリ液「ニッコー」	グリセリンカリ	10mL
347	外用薬 サトウザルベ軟膏10%	亜鉛華	10g
348	外用薬 サトウザルベ軟膏20%	亜鉛華	10g
349	外用薬 局 酸化亜鉛「ヨシダ」	酸化亜鉛	10g
350	外用薬 ジクロフェナクナトリウム25mgキット	ジクロフェナクナトリウム	25mg 1筒
351	外用薬 ジクロフェナクナトリウム50mgキット	ジクロフェナクナトリウム	50mg 1筒
352	外用薬 ゼボラスパップ80mg	フルルビプロフェン	20cm×14cm 1枚
353	外用薬 ソルコセリル臍坐薬	幼牛血液抽出物	1個
354	外用薬 ソルコセリル軟膏5%	幼牛血液抽出物	5% 1g
355	外用薬 デブロドンプロピオン酸エステル0.3%クリーム	デブロドンプロピオン酸エステル	0.3% 1g
356	外用薬 デブロドンプロピオン酸エステル0.3%軟膏	デブロドンプロピオン酸エステル	0.3% 1g
357	外用薬 ネリプロクト坐剤	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	1個
358	外用薬 ネリプロクト軟膏	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	1g
359	外用薬 パスタロンクリーム10%	尿素	10% 1g
360	外用薬 局 氷酢酸「東海」	氷酢酸	10g
361	外用薬 局 フェルピナクパップ70mg「オーハラ」	フェルピナク	10cm×14cm 1枚
362	外用薬 フラビタン眼軟膏0.1%	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.1% 1g
363	外用薬 フラビタン点眼液0.05%	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.05% 5mL 1瓶
364	外用薬 フラビンアデニンジヌクレオチド0.05% 5mL点眼液	フラビンアデニンジヌクレオチド	0.05% 5mL 1瓶
365	外用薬 ベトプティック エス懸濁性点眼液0.5%	ベタキシロール塩酸塩	0.5% 1mL
366	外用薬 ベトプティック点眼液0.5%	ベタキシロール塩酸塩	0.5% 1mL
367	外用薬 ヘパリンZ軟膏500単位/g	ヘパリンナトリウム	500単位 1g
368	外用薬 ベルベゾン眼耳鼻科用液0.1%	ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム	0.1% 1mL
369	外用薬 局 ホウ酸「ヨシダ」	ホウ酸	10g
370	外用薬 ホスコS-55	ウイテプゾール	10g
371	外用薬 ムコティア点眼液	フラビンアデニンジヌクレオチドナトリウム・コンドロイチン硫酸エステルナトリウム	5mL 1瓶
372	外用薬 メディトランステープ27mg	ニトログリセリン	(27mg) 14cm 2 1枚
373	外用薬 ルゲオン点鼻液2%	クロモグリク酸ナトリウム	190mg 9.5mL 1瓶
374	外用薬 リドカイン塩酸塩ゼリー2%「KN」	リドカイン塩酸塩	2% 1mL
375	外用薬 局 レボフロキサシン点眼液0.5%「オーハラ」	レボフロキサシン水和物	0.5% 1mL

掲示事項等告示

別表第4 (令和5年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	歯科用薬剤 モルホニン歯科用液	エデト酸ナトリウム水和物・セトリミド	
2	歯科用薬剤 パルパックV	A液：クレゾール35mL、ホルマリン19mL (100ml中) B液：チヨウジ油 (1g中1g) C末：酸化亜鉛 (1g中1g)	

新医薬品一覧表(令和4年11月16日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	フィンテブラ内用液2.2mg/mL	0.22%1mL	ユーシービージャパン株式会社	フェンフルラミン塩酸塩	新有効成分含有医薬品	1,407.60円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=35% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算	内113 抗てんかん剤(他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないDravet症候群患者におけるてんかん発作に対する抗てんかん薬との併用療法)	3
2	リバゼブ配合錠LD リバゼブ配合錠HD	1錠 1錠	興和株式会社	ピタバスタチンカルシウム水和物・エゼチミブ	新医療用配合剤	87.80円 116.00円	新医療用配合剤の特例	—	内218 高脂血症用剤(高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症)	5
3	ソーテイクツ錠6mg	6mg1錠	ブリistol・マイヤーズスクイブ株式会社	デュークラバシチニブ	新有効成分含有医薬品	2,770.90円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅰ)A=40% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内399 他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症)	7
4	リンヴオック錠45mg	45mg1錠	アッヴィ合同会社	ウパダシチニブ水和物	新効能医薬品、新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品	9,677.60円	規格間調整	—	内399 他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	9
5	エザルミア錠50mg エザルミア錠100mg	50mg1錠 100mg1錠	第一三共株式会社	パレメスタットシル酸塩	新有効成分含有医薬品	6,267.70円 12,017.00円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の成人T細胞白血病リンパ腫)	11
6	コセルゴカプセル10mg コセルゴカプセル25mg	10mg1カプセル 25mg1カプセル	アレクシオンファーマ合同会社	セルメチニブ硫酸塩	新有効成分含有医薬品	12,622.80円 30,257.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 小児加算A=10% 新薬創出等加算	内429 その他の腫瘍用薬(神経線維腫症1型における叢状神経線維腫)	13
7	アムヴトラ皮下注25mgシリンジ	25mg0.5mL1筒	Alnylam Japan株式会社	ブトリスランナトリウム	新有効成分含有医薬品	7,810,923円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	注129 その他の末梢神経系用薬(トランスサイレチン型家族性アミロイドポリニューロパチー)	15
8	テゼスパイア皮下注210mgシリンジ	210mg1.91mL1筒	アストラゼネカ株式会社	テゼペルマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	176,253円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 小児加算A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注229 その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない重症又は難治の患者に限る))	17
9	オスタバロ皮下注カートリッジ1.5mg	1.5mg0.75mL1筒	帝人ファーマ株式会社	アパロバラチド酢酸塩	新有効成分含有医薬品	16,128円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注243 甲状腺、副甲状腺ホルモン剤(骨折の危険性の高い骨粗鬆症)	19
10	カプリビ注射用10mg	10mg1瓶(溶解液付)	サノフィ株式会社	カブラシズマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	515,532円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=10% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算 加算係数 0	注339 その他の血液・体液用薬(後天性血栓性血小板減少性紫斑病)	21
11	スキリージ点滴静注600mg	600mg10mL1瓶	アッヴィ合同会社	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	新投与経路医薬品	192,321円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注399 他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の活動期クローン病の寛解導入療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	23

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
12	スキリージ皮下注360mgオートドージャー	360mg2.4mL1キット	アツヴィ合同会社	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	新効能医薬品、新用量医薬品、剤型追加に係る医薬品	508,169円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注399 他に分類されない代謝性医薬品(中等症から重症の活動期クローン病の維持療法(既存治療で効果不十分な場合に限る))	25
13	スベピゴ点滴静注450mg	450mg7.5mL1瓶	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	スベソリマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	963,821円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算 加算係数 0	注399 他に分類されない代謝性医薬品(膿毒性乾癬における急性症状の改善)	27
14	ナノゾラ皮下注30mgシリンジ	30mg0.375mL1筒	大正製薬株式会社	オゾラリズマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	112,476円	類似薬効比較方式(Ⅱ)	—	注399 他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な関節リウマチ)	29
15	メンクアッドフィ筋注	0.5mL1瓶	サノフィ株式会社	4価髄膜炎菌ワクチン(破傷風トキソイド結合体)	新有効成分含有医薬品	20,194円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	注631 ワクチン類(髄膜炎菌(血清群A、C、W及びY)による侵襲性髄膜炎菌感染症の予防)	31
16	ベリナート皮下注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)	CSLベーリング株式会社	乾燥濃縮C1-インアクチベーター	新投与経路医薬品	214,788円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注634 血液製剤類(遺伝性血管性浮腫の急性発作の発症抑制)	33
17	グラアルファ配合点眼液	1mL	興和株式会社	リバスジル塩酸塩水和物・プリモニジン酒石酸塩	新医療用配合剤	515.00円	新医療用配合剤の特例	—	外131 眼科用剤(次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合:緑内障、高眼圧症)	35

	品目数	成分数
内用薬	9	6
注射薬	10	9
外用薬	1	1
計	20	16

令和4年11月薬価収載予定の新薬のうち
14日ルールの例外的な取扱いをすることについて（案）

新医薬品は、「新医薬品の処方日数制限の取扱いについて」（平成22年10月27日中医協了承）に基づき、一定の条件を満たした場合に限り、処方日数制限について例外的な取扱いをすることとされており、以下の品目については、その例外的な取扱いを適用してはどうか。

1. 「コセルゴカプセル10mg及び同カプセル25mg」について

別添1のとおり、14日ルールの制限を延長することができるものの条件を満たすことから、例外的に、「処方日数を14日ではなく28日として取り扱うこと」としてはどうか。

疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。

2. 「リバゼブ配合錠LD、同配合錠HD」及び「グラアルファ配合点眼液」について

別添2のとおり、14日ルールの制限を外すものの条件を満たすことから、例外的に、「処方日数制限を設けないこと」としてはどうか。

同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。

「コセルゴカプセル 10mg 及び同カプセル 25mg」について

(1) 疾患の特性

- 神経線維腫症 1 型における叢状神経線維腫は、主に学童期から発現が認められ、眼窩、顔面、上肢、下肢、背部等、様々な神経に沿って発生し、発現部位により、外観上の変形、疼痛、運動機能障害、神経機能障害等の臨床症状が生じ、生命維持に重要な器官を圧迫する場合には、生命を脅かす重度の合併症につながる可能性がある。
- 神経線維腫症 1 型における叢状神経線維腫治療の第一選択肢は外科切除であり、外科切除困難な叢状神経線維腫に対して承認された治療薬は本剤のみである。

(2) 製剤上の特性

- 本剤は包装単位が 28 カプセル入りのボトルであり、吸湿性等の製剤の特性上、PTP 等の 1 カプセルごとの包装が技術的に不可能であることから、ボトルのまま患者に渡すこととなるが、用法・用量上、減量が必要となる患者では 14 日間で 1 ボトル使い切ることができない。

(参考)

用法及び用量：

通常、小児にはセルメチニブとして 1 回 25mg/m² (体表面積) を 1 日 2 回空腹時に経口投与するが、患者の状態により適宜減量する。ただし、1 回量は 50mg を上限とする。

(3) 14 日を超える投薬における安全性

- 本剤は神経線維腫症 1 型患者を対象とした国内第 I 相試験において、減量に至った患者を含む全ての患者に対して 14 日間を超える投薬が行われ、当該試験の結果より、安全性は許容可能であるとされていることから、14 日を超える投薬における安全性が確認されているといえる。

令和4年11月薬価収載予定の新薬のうち14日ルールの制限を外すもの(案)

番号	投与経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	用法・用量	単剤又は配合剤の販売名(承認時期)	単剤又は配合剤の有効成分 (一般名)	単剤又は配合剤の 主な効能・効果	単剤又は配合剤の 主な用法・用量
1	内服	リバゼブ配合錠LD リバゼブ配合錠HD (興和(株))	ピタバスタチンカルシウム水和物	高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症	通常、成人には1日1回1錠(ピタバスタチンカルシウム/エゼチミブとして2mg/10mg又は4mg/10mg)を食後に経口投与する。	リバロ錠1mg、同錠2mg (平成15年7月)	ピタバスタチンカルシウム水和物	高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症	〈高コレステロール血症〉 通常、成人にはピタバスタチンカルシウムとして1~2mgを1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、最大投与量は1日4mgまでとする。 〈家族性高コレステロール血症〉 成人：通常、成人にはピタバスタチンカルシウムとして1~2mgを1日1回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、最大投与量は1日4mgまでとする。 小児：通常、10歳以上の小児にはピタバスタチンカルシウムとして1mgを1日1回経口投与する。なお、症状により適宜増減し、LDL-コレステロール値の低下が不十分な場合には増量できるが、最大投与量は1日2mgまでとする。
			エゼチミブ						ゼチーア錠10mg (平成19年4月)

※いずれも効能・効果に「高コレステロール血症、家族性高コレステロール血症」を含み、「ピタバスタチンカルシウム水和物及びエゼチミブ」の併用療法は、1年以上の臨床使用経験があると認められる。

番号	投与経路	配合剤の販売名 (処方日数制限)	配合成分 (一般名)	主な効能・効果	用法・用量	単剤又は配合剤の販売名(承認時期)	単剤又は配合剤の有効成分 (一般名)	単剤又は配合剤の 主な効能・効果	単剤又は配合剤の 主な用法・用量
2	外用	グラアルファ配合点眼液 (興和(株))	リバスジル塩酸塩水和物	次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分な場合：緑内障、高眼圧症	1回1滴、1日2回点眼する。	グラナテック点眼液0.4% (平成26年9月)	リバスジル塩酸塩水和物	次の疾患で、他の緑内障治療薬が効果不十分又は使用できない場合：緑内障、高眼圧症	1回1滴、1日2回点眼する。
			プリモニジン酒石酸塩						アイファガン点眼液0.1% (平成24年1月)

※グラアルファ配合点眼液は、1mL中 リバスジル塩酸塩水和物4.896mg(リバスジルとして4.0mg)、プリモニジン酒石酸塩1.0mgを含有する。

※いずれも効能・効果に「緑内障、高眼圧症」を含み、「リバスジル塩酸塩水和物及びプリモニジン酒石酸塩」の併用療法は、1年以上の臨床使用経験があると認められる。

新医薬品の処方日数制限の取扱いについて

平成22年10月27日

中医協了承

- 新医薬品については、薬価基準収載の翌月の初日から1年間は、原則、1回14日分を限度として投与することとされているところである。しかしながら、当該処方日数制限を行うことが不合理と考えられる下記のような場合は例外的な取扱いとする。
 - ① 同様の効能・効果、用法・用量の既収載品の組合せと考えられる新医療用配合剤など、有効成分にかかる効能・効果、用法・用量について、実質的に、既収載品によって1年以上の臨床使用経験があると認められる新医薬品については、新医薬品に係る処方日数制限を設けないこととする。
 - ② 疾患の特性や、含有量が14日分を超える製剤のみが存在しているといった製剤上の特性から、1回の投薬期間が14日を超えることに合理性があり、かつ、投与初期から14日を超える投薬における安全性が確認されている新医薬品については、薬価基準収載の翌月から1年間は、処方日数制限を、製剤の用法・用量から得られる最少日数に応じた日数とする。
- 例外的な取扱いとする新医薬品は、個別に中医協の確認を得ることとする。